

第34回小浜市農業委員会議事録

と き 令和8年3月25日（水）午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

遅刻委員

出席事務局 藤本課長、中野、荒木、時岡

令和8年3月25日（水）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第34回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第147号 現況証明申請について

議案第148号 被害防除等概要書の変更について

議案第149号 小浜市地域計画の策定について

報告第39号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第40号 電気事業者が設置する施設等について

【議長】 ただいまより第34回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より3月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】 次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番赤尾委員、5番河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、2番早委員、3番福永委員でした。

それでは、『議案第145号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第145号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第146号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第146号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第147号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第147号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第148号被害防除等概要書の変更について』を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第148号被害防除等概要書の変更について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第149号小浜市地域計画の策定について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第149号小浜市地域計画の策定について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『報告第39号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第40号電気事業者が設置する施設等について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【 番委員】これは一時転用という形になる？

【事務局】そうですね。過去にも同じような申請があり一時転用でした。

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より3月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

・市道阿納尻西小川線の整備について

市道の整備と市道整備に伴う残土置き場に分かります。

まず、市道整備につきましては農地法の許可が不要となります。農振除外の手続きは必要になります。予定では来月の農業委員会に阿納尻側だけ先に申請がされる予定です。

もう一つの残土置き場について、トンネル整備の工事なので残土が発生します。農地法につきましては許可が不要となります。農振法については事業者が小浜市なので小浜市が農地に復元した上で所有者に戻すため除外は不要ですが、今は田んぼなので嵩上げ等で田んぼから畑になる可能性があるため軽微変更の可能性はあります。あらかじめ地域住民には説明しまして、反対もないですし、むしろ嵩上げしてほしいという要望もありましたので特に問題はないかと思われれます。

工事の始期は順調にいけば今年の6月頃から始まるということです。

【3番委員】この農地を借りるのは業者じゃなくて小浜市になる？

【事務局】小浜市です。

・建売住宅を目的とした転用許可申請の受付について

今回、〇〇から建売分譲住宅の相談がありました。資料にありますように白いところは売却され工事済のところ黄色いところがまだ売却されていないところになります。法人名で現在61%ぐらいの完了になります。個人名で出された分は9割ぐらいの完了になっています。

今回の相談内容は〇〇が将来的に個人事業を事業承継して今後は法人のみでやっていくにあたり個人の転用分を含めた上での8割にしてほしいという要請でした。そうするとという話になります。最初は県に相談があって判断を待ってくれという話だったので、今月の12日に〇〇の代表者と個人事業の方の代理の従業員と行政書士と福井県と事務局で話を聞かせていただきました。

県の回答としましては資料の通りとなっています。大前提として小浜市農業委員会の同意が得られればこの条件を付した上で進達はいいですよという形になっています。〇〇さんから出された文書なんですけど、今後は法人で申請を出したいです。___の農地の転用、___についても法人で申請をしたいですという事です。県の条件ですが、個人事業についても3~4年程度で完了した上で事業承継ということになります。

今回皆さんに確認したいことが、こういった不動産会社さんからのお願いに対して、個人の転用行為の実績を含めた上で申請を受け付けてもよろしいかということになるんですが。

【1番委員】県はいいというところ？

【事務局】小浜市がよければ。

【3番委員】4条も5条も許可権限は福井県知事です。何で農業委員会に投げるんですか。それと過去に個人で許可を受けたのがいっぱい残っている？

【事務局】個人の申請はほぼ計画通りに終わっている。法人の申請分は全然終わっていない。

【3番委員】そこはごっちゃにしたらあかんのやないですかね。別の人なんですよ。個人と法人は。そんな難しい話ではない。

【事務局】法人の方は未成分についての完成計画は出されている？

【事務局】これからです。それを条件の上で許可申請を受け付けるというのが県の回答です。

【1番委員】本来、県が許可権者やからもおかしな話やし、この資料の中に県議のメモが載っているけどこれは？

【事務局】最初に福井県に先に行かれたという話をしたと思うんですけど、そのときに県議も同行されたみたいで。

【1番委員】そんなん県で決めなあかんわ。

【議長】私が知っている限り〇〇は違反転用がなかったなど。もうひとつの8割ルールというのは福井県全体で8割なん？

【〇委員】それは小浜市でしょ。

【議長】調べたところ全国的にというのはあまりないような。九州とか北関東では多いらしいんですけど。そういう条例みたいなものを縦に農業委員会がルールを決めているようで、その辺の　というのも　。

【事務局】本来、建売のところを転用しているんですからね。

【〇〇推進委員】8割というのは提出案件の8割ということやね。それは500㎡でも2000㎡でも1件として扱うのか。それと小浜市のルールとして100%売れないと実績にならないという考え方ですよ。

【事務局】棟数なのでゼロではないですね。

【〇委員】8割と決めた理由は

【〇委員】本来は100%じゃないとダメなのを完了する見込みだろうということで8割完成しているともう完成するだろうということ。

【3番委員】過去に恐らく5条の許可を受けて分譲を始めているわけですよ。8割というのは5条の2項の3号なんですよ。3号の章令の57条の1号だと思っんです。その1号に何が書いてあるかという「法第5条の1項の許可を受けたあと遅滞なく申請にかかる農地または採草放牧地を申請にかかる農地に供する見込みがないこと」つまり今まで許可を受けたものを完成もせず次転用行為をさせていいんですかということ。それを申請するというにひとつでもそういうのがあったらダメなのかという議論があって、じゃあ8割ぐらいというのがあったんじゃないでしょうか。だから8割にこだわるのではなくて、前に許可を受けたものを完成もさせずに次の許可するんですか、それでいいんですかって、平たくいえばそういうことやないですか。

【事務局】ひとつぐらいあっても仕方ないのかもしれませんが。そこを2つも3つもあったときにそれを農業委員会が許すのかと。

【1番委員】8割を引き下げるのかという議論やね。

【3番委員】もっというとどういう事情で遅れてるんですかということ。次に5条の申請きたときも残高証明とか融資の予定とか付いているならそれでいいですけど銀行がお金貸さないといっているところにまた許可するとか。

【議長】そうなったらこっちも受付ないでしょうけど。

【5番委員】農業委員会として何を判断するんや？

【〇委員】県知事は何をしてるんですかといいたい。

【○委員】会社の話は関係ない。

【○委員】許可権者に聞いてみましょ

【議長】なかなか難しいというか決めどころがないというか。県がいいといえればいい話なんやけど。

【3番委員】我々としては次の転用も完成させる見込みがありませんよという意見を付けて申請を送ればいい話。申請を勝手に止めるわけにはいかないのだからそれにどんな意見を付けるかなので、転用が完了する見込みがないという意見を付けて出すのか、ちょっと滞っている工事があるけど大丈夫ですという意見を付けるのかだけで許可するかどうかの判断は知事、ということなのでは。

【議長】2者が一つになろうとどれは別の話で。

【3番委員】それは別の人格なので。なぜ別にしたのかと言われると説明できなくなりますよね。

【議長】_____してもらってもいいし、予定では来月ぐらいに何か出てくる？建売の転用申請を出してくる可能性があるということですね。そこで審議すればいいと思いますけど。

【事務局】そのときは代表の方を呼んで説明してもらおうかと思っているんですけど。

【1番委員】そのときは左の備考欄を具体的に詰めてもらって、計画を明らかにしてもらって出してもらおうべき。それをみて可能であれば、8割にこだわらなくても。例えば全部1棟ずつ残っているとかがやと棟数で見れば8割にならんやろ。

【事務局】ならないです。なので8割ルールだと受け付けられないという話になります。

【1番委員】意見がなければ県は許可することやろ

【事務局】ほんまは受付はしないとイケない。

【3番委員】要するに許可したくないというだけにとれるんですが。

【5番委員】一市民として聞いてみるんですが、もしここが経営状況が悪くなってどっかに移譲したら空いている建物は空き家になるんですか。

【議長】空き地になりますね。どっかの業者が買い取ってくれないと。債権者とか。

【○委員】そういう後の仕事といのを県がやってくれるんですか。小浜市が許可したら小浜市がやるんですか。

【議長】市が許可して造成されたら何もしませんよ。

【○委員】そしたらほったらかしになってその地域はどうなっていくんでしょ、そこが心配。

【5番委員】結局は農業委員会は何を決定したらいいのか。会社が統合されたから8割超えたからいいでしょと。

【事務局】事業承継されたあとに申請されたらいいと。もう1回整理させていただきます。

【議長】皆さんもこういうのがまた出てくると思いますので注意して見てください。我々としては優良農地は残さないといけないし、乱開発も防がないといけないので。ただ8割云々は別として転用していいところで転用が出てきたら許可しないといけないというのはあると思います。

- ・農地法第3条議案内容の修正

先月の3条の議案内容が間違っていたので修正をさせていただきます。

- ・農地集約化促進事業について

来年度から促進事業の名前が変わりまして内容も少し変わります。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第34回農業委員会を終了させていただきます。

令和8年 月 日

【議長】

署名委員
